

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第五十二号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「政策・財務局長」の下に「、行政改革・ICT局長」を加え、「スポーツ局長」の下に「、環境未来局長」を加える。

第三条の二第一項中「主幹（調整幹、副課長、副所長、政策幹、危機対策幹、主席協同組合検査員、主席監査員、総務幹、主席指導主事及び次席を含む。（第二十四条の表中欄において同じ。））又は副所長（局長、支所長、研究所長、副校長（県立の学校の副校長を除く。）、副センター長、副館長、次長、担当部長、副園長、技術指導幹、総合技術幹、主席工事検査員、主席指導主事、教育主幹、主席学芸主幹及び副署長を含む。（第二十四条の表中欄において同じ。））」を「職にある者（課室等にあつては主幹又はこれに相当する職以上の職にある者、所轄所にあつては担当部長又はこれに相当する職以上の職にある者に限る。）」に改める。

第四十八条の二中「課長があらかじめ指定する主幹」を「副課長」に改める。

第五十一条第二項中「、非常勤職員」を「並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号の会計年度任用職員」に、「警察非常勤職員」を「警察会計年度任用職員」に、「及び費用弁償並びに臨時職員（警察本部並びに警察署及び警察学校に属する者に限る。第五十八条第二項において「警察臨時職員」という。）に支給される賃金」を「、費用弁償及び期末手当」に改める。

第五十四条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十八条第二項中「、警察非常勤職員」を「並びに警察会計年度任用職員」に、「及び費用弁償並びに警察臨時職員に支給される賃金」を「、費用弁償及び期末手当」に改める。

第八十条に次の一号を加える。

十四 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百一条第一項の規定による診療その他必要な医療上の措置に係る契約をするとき。

第八十九条の三第二項第一号中「又は都市ガス」を「、都市ガス又は液化石油ガス」に改める。

第九十八条を次のように改める。

（落札者の決定の失効等）

第九十八条 知事又はその委任を受けた者は、落札者を決定した場合において、当該決定を落札者に通知した後、落札者に対して、締結する契約の内容を記載した書面を速やかに送付しなければならない。

2 前項の書面が落札者に到達した日から五日（その期間中に埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日がある場合においては、当該休日を除く。）以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、前項の決定は効力を失う。

第百三条第二項第二号中「三万円」を「十万円」に改める。

第二百九条第一項中「中欄に掲げる職にある者」の下に「（副課長又は副所長（これらに準ずる職として知事が別に定める職を含む。以下この項において同じ。）の職にある者が複数ある場合は、課長又は所長があらかじめ指定する副課長又は副所長の職にある者）」を加え、同項の表を次のように改める。

出納総務課	総務事務センター		管財課		課室等（警察本部施設課及び厚生課並びに次の項から警察本部交通指導課の項までのものを除く。）	
	課長	副課長	課長	副課長		副課長 課長があらかじめ指定する職員
	副課長	課長	副課長	課長		課長があらかじめ指定する職員
	課長	副課長	副課長	課長		課長があらかじめ指定する職員

会計管理課		課長 課長があらかじめ指定する専門員		出納審査幹	副課長 課長があらかじめ指定する職員
警察本部会計課		課長 課長があらかじめ指定する職員	副課長 課長があらかじめ指定する職員	課長 課長があらかじめ指定する職員	査官 課長があらかじめ指定する職員
警察本部交通指導課		課長があらかじめ指定する課長補佐	同	副所長 副所長（県税事務所を本務とする副所長を除く。）	副所長 副所長（県税事務所を本務とする職員（県税事務所を本務とする職員を除く。）
所轄所（次の項から警察学校の項までのものを除く。）		副所長 副所長（県税事務所を本務とする副所長を除く。）	同	副所長 副所長（県税事務所を本務とする職員（県税事務所を本務とする職員を除く。）	副所長 副所長（県税事務所を本務とする職員（県税事務所を本務とする職員を除く。）
川越比企地域振興センター 東松山地方庁舎 在及び北部地域振興センター 本庄地方庁舎 在		副所長 副所長（県税事務所を本務とする副所長を除く。）	同	副所長 副所長（県税事務所を本務とする職員（県税事務所を本務とする職員を除く。）	副所長 副所長（県税事務所を本務とする職員（県税事務所を本務とする職員を除く。）
県税事務所（次の項のものを除く。）		副所長 副所長（県税事務所を本務とする副所長を除く。）	同	副所長 副所長（県税事務所を本務とする職員（県税事務所を本務とする職員を除く。）	副所長 副所長（県税事務所を本務とする職員（県税事務所を本務とする職員を除く。）

<p>上尾県税事務所、川越県 税事務所、所沢県税事務 所、秩父県税事務所、熊 谷県税事務所、行田県税 事務所及び春日部県税 事務所</p>	<p>県営競技事務所</p>	<p>環境管理事務所（東部環 境管理事務所を除く。）</p>	<p>福祉事務所</p>
<p>所長</p>	<p>副所長（地域振興センタ ーを本務とする副所長 を除く。）</p>	<p>地域振興センターを本 務とする副所長</p>	<p>副所長（地域振興センタ ー又は保健所を本務と する副所長を除く。）</p>
<p>副所長（地域振興センタ ーを本務とする副所長 を除く。）</p>	<p>所長があらかじめ指定す る職員（地域振興センタ ーを本務とする職員を 除く。）</p>	<p>所長があらかじめ指定す る職員（地域振興センタ ーを本務とする職員に 限る。）</p>	<p>副所長 所長があらかじめ指定す る職員</p>
<p>地域振興センター又は 保健所を本務とする副</p>	<p>副所長（地域振興センタ ー又は保健所を本務と する副所長を除く。）</p>	<p>副所長（地域振興センタ ー又は県税事務所を本 務とする副所長を除 く。）</p>	<p>所長があらかじめ指定す る職員（地域振興センタ ーを本務とする職員を 除く。）</p>
<p>地域振興センター又は 県税事務所を本務とす る副所長</p>	<p>副所長（地域振興センタ ー又は保健所を本務と する職員を除く。）</p>	<p>所長があらかじめ指定す る職員（地域振興センタ ー又は保健所を本務と する職員を除く。）</p>	<p>所長があらかじめ指定す る職員（地域振興センタ ー又は保健所を本務と する職員を除く。）</p>

警察学校	警察署	県立の学校	農林振興センター	農林振興センターを本務とする副所長	副所長（農林振興センターを本務とする副所長を除く。）	県税事務所を本務とする副所長	所長があらかじめ指定する職員（県税事務所を本務とする職員に限る。）
						所長	
主席調査官	会計課長（会計課長を置かない警察署にあつては会計係長）	事務部長、事務室長、事務長又は事務局次長	農林振興センターを本務とする職員（農林振興センターを本務とする職員に限る。）	農林振興センターを本務とする職員（農林振興センターを本務とする職員を除く。）	副所長（農林振興センターを本務とする副所長を除く。）	所長があらかじめ指定する職員（県税事務所を本務とする職員に限る。）	所長があらかじめ指定する職員に限る。）
同	同	同	同	同	同	同	同

第二百九条第二項の表を次のように改める。

<p>埼玉県行政組織規則第三条から第五条までに規定する課及びセンター、議会事務局総務課、教育局の課、人事委員会事務局総務給与課、警察本部会計課及び交通指導課、労働委員会事務局審査調整課並びに監査事務</p>	<p>課長の指定する職員</p>
---	------------------

局監査第一課	
警察本部の課（会計課及び交通指導課を除く。）、室、所、隊、市警察部総務課及び方面本部	会計事務を行う係の長。ただし、当該係に長を置かない課、室、所、隊又は方面本部にあつては、課長、室長、所長、隊長又は方面本部長の指定する職員
所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、総合教育センター江南支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（川越特別支援学校、大宮北特別支援学校、草加かがやき特別支援学校及びけやき特別支援学校を除く。）、警察署及び警察学校を除く。）	所長の指定する職員
警察署	交通課長
装備技術センター	所長の指定する職員

第二百四十四条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の二第一項」に改め、同条の表支出負担行為の項を次のように改める。

支出負担行為又は支出命令	知事（支出負担行為に限る。）	所管の副知事及び部長
	部長	所管の副部長及び課長又は所長
	副部長（支出負担行為に限る。）	所管の課長又は所長及び主幹、課長補佐又はこれらに相当する職以上の職にある者

課長	所管の主査、係長又はこれらに相当する職以上の職にある者
課室等において第三条の二第一項の規定により専決を行う者	所管の主査、係長又はこれらに相当する職以上の職にある者
所長	所管の課長、担当課長又はこれらに相当する職以上の職にある者
所轄所において第三条の二第一項の規定により専決を行う者	所管の課長、担当課長又はこれらに相当する職以上の職にある者

第二百十四条の表支出命令の項を削る。

第二百十五条第一項中「第二百四十三条の二第一項各号」を「第二百四十三条の二の二第一項各号」に改め、同条第二項中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の二第三項」に改める。

別表第二中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項から第二十七項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三中 「 7 賃金 支出決定のとき。 支出しようとする額 」
を削り、「8」を「7」に、「9」を「8」に、「10」を「9」に、「11」を「10」に、「12」を「11」に、「13」を「12」に、「14」を「13」に、「15」を「14」に、「16」を「15」に、「17」を「16」に、「18」を「17」に、「19」を「18」に、「20」を「19」に、「21」を「20」に、「22」を「21」に、「23」を「22」に、「24」を「23」に、「25」を「24」に、「26」を「25」に、「27」を「26」に、「28」を「27」に改める。

様式第五十七号（一）を次のように改める。

様式第57号(1)(第71条関係)

年度県税決算計算書																	
項目		調定額						収入済額						過誤納金還付充当未済			
		現年課税分		滞納繰越分		計		現年課税分		滞納繰越分		計		現年課税分		滞納繰越分	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数
県民税	個人	均等割及び所得割配当割															
		株式等譲渡所得割計															
		法人															
税	法人																
事業税	個人																
地消費方税	法人																
	譲渡割																
	貨物割																
	不動産取得税	()	()	()	()	()	()										
	県たばこ税																
	ゴルフ場利用税																
	自動車取得税	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
	軽油引取税																
自動車税	自動車	自動車税	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
		環境性能割	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
		種別割	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
	区																
	狩猟	()	()			()	()	()	()			()	()				
	合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
	延滞金																
	過少申告加算金																
	不申告加算金																
	重加算金																
	合計																
	総合計																

注1 調定額及び収入済額の「件数」は、納期を2期に分けて徴収する税(例、個人事業税)については2件とし、申告納付又は納入に係る税(例、法人事業税)については申告書の提出があつたもの(修正分割納付(入)となつた場合の件数は、最終の納付(入)があつたときに1件とすること。
 2 ()内には、証紙特別会計繰入金を内書きすること。
 3 「不動産取得税」欄の()には、徴収猶予(生前贈与分)額及び件数を記載すること。

様式第六十一号（一）から様式第六十一号（四）までを次のように改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。